

令和8年度研究開発支援事業に関する業務委託参加意思確認
及び提案を求める公告

令和8年度発注予定の「研究開発支援事業」については、県内企業のニーズを把握し、市場動向、公的な研究開発支援施策や国等の各種研究開発支援制度等を踏まえて、適切に県内企業の研究開発を支援することができる機能を有することが不可欠であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定であるが、公益財団法人岡山県産業振興財団以外で下記2の資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、本業務の実施を希望する者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団との随意契約手続に移行する。

なお、下記2の資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいる場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和8年3月3日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度研究開発支援事業

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務委託に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類9その他、小分類10その他」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 県内企業のニーズを把握し、市場動向、公的な研究開発支援施策や国等の各種研究開発支援制度等を踏まえて、適切に研究開発を支援することができる機能を有すること。
- (10) 下記に示す同種業務について、過去 3 年以内に実績を有すること。
同種業務) 県内企業のニーズを把握し、市場の動向、公的な研究開発支援施策や国等の各種研究開発支援制度等を踏まえた研究開発支援に関する業務

3 契約条項を示す場所

岡山県産業労働部産業振興課 成長支援班
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
TEL : 086-226-7379 FAX : 086-224-2165
メールアドレス : sangyo@pref.okayama.lg.jp

4 業務委託参加手続等

(1) 仕様書及び様式の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 配布場所 上記 3 の場所に同じ
なお、岡山県産業労働部産業振興課ホームページからダウンロードすることもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

(2) 提案書の提出の期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 3 月 19 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 提出場所 上記 3 の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）

(3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- ア 受付期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時（必着）
- イ 受付方法 仕様書等に対する質問・回答書（様式第 1 号）をファクシミリ又は電子メールで送信することとし、電子メールで送信する場合は、件名を「令和 8 年度研究開発支援事業質問書（法人名）」とした上で様式第 1 号をファイルにより添付すること。なお、電話又は口頭による質疑には応じない。
- ウ 宛 先 上記 3 の場所に同じ。様式第 1 号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。なお、確認電話は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から

午後 5 時 15 分までとする。

- エ 回答方法 令和 8 年 3 月 13 日（金）までに個別に回答する。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(4) 業務委託参加確認申請書

- ア 提出期間 令和 8 年 3 月 3 日（火）から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで（休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- イ 提出方法 持参又は郵便等によることとし、提出期間内に必着とすること。
- ウ 提出場所 上記 3 の場所に同じ。
- エ 提出書類 参加資格確認申請書（様式第 7 号）

(5) 提案書等の審査

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、上記 2 の事項及び別に定める審査基準により提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

(6) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

5 提案書等

提出する提案書等は、以下のとおりとする。

- (1) 令和 8 年度研究開発支援事業に関する提案書（様式第 2 号）
- (2) 事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 令和 8 年度研究開発支援事業に関する見積書（様式第 4 号）
- (4) 実績確認書（様式第 5 号）
- (5) パンフレット等法人の概要がわかるもの
- (6) 民間企業にあつては、直近の決算書 2 期分を、民間企業以外の者にあつては、定款及び直近の決算書 2 期分
- (7) 岡山県税の滞納がないことを証する書類（写）

6 その他

- (1) 本業務は、県の令和 8 年度当初予算において予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年 3 月 20 日規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第 6 号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 業務の詳細は令和 8 年度研究開発支援事業委託業務仕様書による。

- (6) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3の場所に同じ。